

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
農業経営基盤強化の促進に 関する基本構想 <u>令和9年〇月</u> 士幌町	農業経営基盤強化の促進に 関する基本構想 <u>令和5年9月</u> 士幌町

改 正 後								現 行									
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標								第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標									
1 (略)								1 (略)									
(1) 本町農家戸数及び主要畑作物作付面積の推移								(1) 本町農家戸数及び主要畑作物作付面積の推移									
本町農家戸数 <u>(令和 3 年度～令和 7 年度)</u> (単位：戸)								本町農家戸数 <u>(平成 28 年度～令和 2 年度)</u> (単位：戸)									
	<u>R7</u>	<u>R6</u>	<u>R5</u>	<u>R4</u>	<u>R3</u>					<u>R2</u>	<u>R1</u>	<u>H30</u>	<u>H29</u>	<u>H28</u>			
<u>農家戸数</u>	<u>341</u>	<u>347</u>	<u>348</u>	<u>352</u>	<u>355</u>				<u>農家戸数</u>	<u>360</u>	<u>364</u>	<u>365</u>	<u>367</u>	<u>373</u>			
(土幌町産業振興課調べ)								(土幌町産業振興課調べ)									
主要畑作物の作付動向 (単位：ha、kg/10a)								主要畑作物の作付動向 (単位：ha、kg/10a)									
	<u>馬鈴しょ</u>	<u>てん菜</u>	<u>大豆</u>	<u>小豆</u>	<u>菜豆</u>	<u>小麦</u>	<u>スイートコーン</u>		<u>馬鈴しょ</u>	<u>てん菜</u>	<u>大豆</u>	<u>小豆</u>	<u>菜豆</u>	<u>小麦</u>	<u>スイートコーン</u>		
<u>令和 7 年</u>	<u>2,023</u>	<u>1,869</u>	<u>901</u>	<u>871</u>	<u>330</u>	<u>2,288</u>	<u>616</u>		<u>令和 2 年</u>	<u>2,104</u>	<u>2,090</u>	<u>631</u>	<u>931</u>	<u>370</u>	<u>2,272</u>	<u>623</u>	
<u>令和 6 年</u>	<u>2,022</u>	<u>1,930</u>	<u>920</u>	<u>844</u>	<u>306</u>	<u>2,288</u>	<u>620</u>		<u>令和 1 年</u>	<u>2,125</u>	<u>2,100</u>	<u>763</u>	<u>849</u>	<u>356</u>	<u>2,310</u>	<u>634</u>	
<u>令和 5 年</u>	<u>2,047</u>	<u>1,991</u>	<u>815</u>	<u>848</u>	<u>289</u>	<u>2,312</u>	<u>616</u>		<u>平成 30 年</u>	<u>2,167</u>	<u>2,120</u>	<u>770</u>	<u>762</u>	<u>391</u>	<u>2,300</u>	<u>641</u>	
<u>令和 4 年</u>	<u>2,034</u>	<u>2,124</u>	<u>797</u>	<u>782</u>	<u>327</u>	<u>2,297</u>	<u>623</u>		<u>平成 29 年</u>	<u>2,229</u>	<u>2,150</u>	<u>775</u>	<u>652</u>	<u>419</u>	<u>2,360</u>	<u>599</u>	
<u>令和 3 年</u>	<u>2,057</u>	<u>2,160</u>	<u>738</u>	<u>742</u>	<u>371</u>	<u>2,305</u>	<u>631</u>		<u>平成 28 年</u>	<u>2,140</u>	<u>2,190</u>	<u>826</u>	<u>549</u>	<u>548</u>	<u>2,380</u>	<u>602</u>	
本町の農家戸数は、 <u>令和 7 年度で 341 戸</u> となっており、年々減少傾向が続いている。 農家戸数減少の要因としては、農業従事者高齢化、担い手不足（後継者）、労働力不足等が挙げられ、担い手確保や育成等が重要な課題となっている。 農作物作付面積は、畑作 4 品目（馬鈴しょ、小麦、てん菜、豆類/スイートコーン）を主体としており、畑作 4 品目の作付面積は、約 2,000ha を超えており、輪作体系の確立はもちろん、畜産農家との連携による堆肥提供と畑作農家の小麦（麦わら）による牛の敷料提供など、町内循環型の農業を展開する。								本町の農家戸数は、 <u>令和 2 年度で 360 戸</u> となっており、年々減少傾向が続いている。 農家戸数減少の要因としては、農業従事者高齢化、担い手不足（後継者）、労働力不足等が挙げられ、担い手確保や育成等が重要な課題となっている。 農作物作付面積は、畑作 4 品目（馬鈴しょ、小麦、てん菜、豆類/スイートコーン）を主体としており、畑作 4 品目の作付面積は、約 2,000ha を超えており、輪作体系の確立はもちろん、畜産農家との連携による堆肥提供と畑作農家の小麦（麦わら）による牛の敷料提供など、町内循環型の農業を展開する。									

改 正 後						現 行					
(2) 家畜飼養頭数の推移						(2) 家畜飼養頭数の推移					
家畜飼養頭数 (単位：頭)						家畜飼養頭数 (単位：頭)					
家畜の区分	<u>R7</u>	<u>R6</u>	<u>R5</u>	<u>R4</u>	<u>R3</u>	家畜の区分	<u>R2</u>	<u>R1</u>	<u>H30</u>	<u>H29</u>	<u>H28</u>
乳 牛	<u>18,656</u>	<u>18,825</u>	<u>18,364</u>	<u>18,292</u>	<u>19,121</u>	乳 牛	<u>20,007</u>	<u>19,662</u>	<u>19,904</u>	<u>18,971</u>	<u>18,651</u>
ホ ル 雄	<u>31,631</u>	<u>29,299</u>	<u>33,171</u>	<u>33,591</u>	<u>30,975</u>	ホ ル 雄	<u>42,445</u>	<u>35,236</u>	<u>33,994</u>	<u>34,942</u>	<u>33,236</u>
肉用種 (F1)	<u>26,910</u>	<u>23,630</u>	<u>24,372</u>	<u>22,574</u>	<u>24,506</u>	肉用種 (F1)	<u>15,216</u>	<u>23,683</u>	<u>20,307</u>	<u>19,634</u>	<u>20,502</u>
黒 毛 和 牛	<u>3,230</u>	<u>4,268</u>	<u>3,178</u>	<u>2,752</u>	<u>1,916</u>	黒 毛 和 牛	<u>1,338</u>	<u>1,729</u>	<u>1,367</u>	<u>1,273</u>	<u>910</u>
馬	<u>38</u>	<u>36</u>	<u>38</u>	<u>33</u>	<u>30</u>	馬	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>51</u>	<u>62</u>	<u>64</u>
家畜の飼養動向について、「乳牛」の頭数は <u>令和 7 年</u> で <u>18,656 頭</u> であり、平均値 <u>(R2～R6)</u> で推移。						家畜の飼養動向について、「乳牛」の頭数は <u>令和 2 年</u> で <u>20,007 頭</u> であり、平均値 <u>(H27～R1)</u> で推移。					
また、「肉用牛」については、 <u>令和 7 年度</u> で <u>61,771 頭</u> であり、増加傾向で推移している。						また、「肉用牛」については、 <u>令和 2 年度</u> で <u>58,999 頭</u> であり、増加傾向で推移している。					
2 士幌町農業の現状と課題						2 士幌町農業の現状と課題					
本町の農業は、寒冷地畑作に適した根菜類、小麦の作付けと畜産（酪農・肉牛）の伸長により、十勝地方の農業先進地として発展してきたところである。						本町の農業は、寒冷地畑作に適した根菜類、小麦の作付けと畜産（酪農・肉牛）の伸長により、十勝地方の農業先進地として発展してきたところである。					
農業を取り巻く情勢は、 <u>慢性的な労働力不足に加え、生産資材の価格が高止まりするなど、農家経営は厳しさを増している。</u> こうした中で、本町農業の持続的な発展を図るためには、需給動向を踏まえた計画的な作付け、生産コストの低減、さらには食の安全・安心の確保など、消費者及び実需者のニーズに応じていくとともに、環境負荷の軽減など環境と調和のとれた農業生産により、消費者等の信頼を得ていく取り組みが必要である。このため、足腰の強い農業・農業者の育成を図るべく、各種町単独事業の継続的な実施及び各種補助事業の積極的な活用をはじめ、施設等整備に対する長期低利子融資制度の活用、関係機関と連携した各種施策の推進など農業の振興を図る。						農業を取り巻く情勢は、 <u>日米貿易協定が発効し、牛肉などは発効と同時に T P P と同水準まで関税を削減するなど、T P P、日欧 E P A に続く大型協定となり、国際的な貿易交渉は目まぐるしい早さで進められている。</u> こうした中で、本町農業の持続的な発展を図るためには、需給動向を踏まえた計画的な作付け、生産コストの低減、さらには食の安全・安心の確保など、消費者及び実需者のニーズに応じていくとともに、環境負荷の軽減など環境と調和のとれた農業生産により、消費者等の信頼を得ていく取り組みが必要である。このため、足腰の強い農業・農業者の育成を図るべく、各種町単独事業の継続的な実施及び各種補助事業の積極的な活用をはじめ、施設等整備に対する長期低利子融資制度の活用、関係機関と連携した各種施策の推進など農業の振興を図る。					
さらに、 <u>令和 7 年 4 月</u> には、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本						さらに、 <u>令和 2 年 3 月</u> には、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本					

改 正 後	現 行
計画」という。)が閣議決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を両輪として農業・農村政策を展開することが示されるなかで、農業をめぐる情勢の変化と課題に対してより一層の危機感を持って取り組むことが重要である。 本町においても少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数(担い手)が不足しているなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、生産基盤が脆弱化することが危惧される。 これら課題に対応するため、基本計画の基本理念に即し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、人口減少に伴う担い手、労働力不足による産業競争力の低下や活力低下を打開するためには、ロボット、AI、ICT、IOTなど社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術の導入が必須となり、ドローンやGPS自動操舵システムを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入った今こそ、その社会実装を強力に推進する必要がある。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革を実現することが不可欠であることから、本町農業関係機関で構成されている「士幌町農業振興対策本部」及び「士幌町農業再生協議会」の活動の充実と意識共有を図ることで、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応、地元農家のニーズなどの環境対策等を総合的に推進し、生産者への速やかな指導・普及の推進、全農家に網羅されている情報システムの一層の活用により、生産コストの低減、農畜産物の安定生産、品質向上、市場流通の適正化に努める。	計画」という。)が閣議決定され、農業の構造改革を進めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を両輪として農業・農村政策を展開することが示されるなかで、農業をめぐる情勢の変化と課題に対してより一層の危機感を持って取り組むことが重要である。 本町においても少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数(担い手)が不足しているなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、今後、生産基盤が脆弱化することが危惧される。 これら課題に対応するため、基本計画の基本理念に即し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、人口減少に伴う担い手、労働力不足による産業競争力の低下や活力低下を打開するためには、ロボット、AI、ICT、IOTなど社会の在り方に影響を及ぼすデジタル技術の導入が必須となり、ドローンやGPS自動操舵システムを活用した生産性を高める技術が農業分野においても実用段階に入った今こそ、その社会実装を強力に推進する必要がある。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革を実現することが不可欠であることから、本町農業関係機関で構成されている「士幌町農業振興対策本部」及び「士幌町農業再生協議会」の活動の充実と意識共有を図ることで、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応、地元農家のニーズなどの環境対策等を総合的に推進し、生産者への速やかな指導・普及の推進、全農家に網羅されている情報システムの一層の活用により、生産コストの低減、農畜産物の安定生産、品質向上、市場流通の適正化に努める。

改正後	現行								
3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組 (略) <table border="1"> <tr> <td>目標年間農業所得</td><td>主たる従事者1人当たりおおむね <u>470</u> 万円</td></tr> <tr> <td>目標年間労働時間</td><td>主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度</td></tr> </table> この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。 (1) ～ (5) (略) 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 (1) 新規就農の現状 士幌町の令和7年度の新規就農者は <u>2人</u> であるが、従来からの基幹作物である馬鈴しょや小麦等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。 (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 (1) に掲げる状況を踏まえ、士幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。 また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、士幌町その他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり 1,800～2,000 時間程度)の水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得 <u>280</u> 万円程度)を目標とする。	目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね <u>470</u> 万円	目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度	3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組 (略) <table border="1"> <tr> <td>目標年間農業所得</td><td>主たる従事者1人当たりおおむね <u>440</u> 万円</td></tr> <tr> <td>目標年間労働時間</td><td>主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度</td></tr> </table> この目標を達成するため、次のとおり取り組むこととする。 (1) ～ (5) (略) 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 (1) 新規就農の現状 士幌町の令和2年度の新規就農者は <u>9人</u> であるが、従来からの基幹作物である馬鈴しょや小麦等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。 (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 (1) に掲げる状況を踏まえ、士幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。 また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、士幌町その他産業従事者や農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり 1,800～2,000 時間程度)の水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得 <u>250</u> 万円程度)を目標とする。	目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね <u>440</u> 万円	目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね <u>470</u> 万円								
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度								
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね <u>440</u> 万円								
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,800 ～ 2,000 時間程度								

改 正 後	現 行
第 2 (略)	第 2 (略)
第 3 (略)	第 3 (略)
第 4 (略)	第 4 (略)
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用	第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用
(略)	(略)
効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
目標値：100% 【※農地利用集積率 <u>96.7%</u> (令和8年3月末時点)】	目標値：100% 【※農地利用集積率 <u>95.5%</u> (令和3年3月末時点)】
本町においては、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を促進するため、円滑な農地流動化、優良農地の維持・確保、遊休農地発生 of 未然防止に努めてきており、<u>令和8年</u>3月末現在で、農用地面積の約9割がこれら経営に利用集積されている。 (略)	本町においては、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を促進するため、円滑な農地流動化、優良農地の維持・確保、遊休農地発生 of 未然防止に努めてきており、<u>令和3年</u>3月末現在で、農用地面積の約9割がこれら経営に利用集積されている。 (略)
第 6 (略)	第 6 (略)
第 7 (略)	第 7 (略)

改 正 後	現 行
附 則 1. この基本構想は、平成6年11月1日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成13年10月1日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成24年10月3日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、令和4年5月18日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。 附 則 <u>1. この基本構想は、令和9年〇月〇日から施行する。</u> 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。	附 則 1. この基本構想は、平成6年11月1日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成13年10月1日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成22年4月27日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成24年10月3日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、平成29年2月27日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、令和4年5月18日から施行する。 附 則 1. この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。 <u>[新設]</u> 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。